

參考資料編

参考資料編

1．法令等

1 - 1．日本国憲法（一部抜粋）	3
1 - 2．教育基本法（一部抜粋）	3
1 - 3．社会教育法（一部抜粋）	3
1 - 4．図書館法	5
1 - 5．佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例	8
1 - 6．佐倉市立図書館の管理運営に関する規則	9
1 - 7．佐倉市立図書館資料収集基準	12
1 - 8．佐倉市立図書館資料除籍基準	14
1 - 9．著作権法（一部抜粋）	16
1 - 10．著作権法施行令（一部抜粋）	39
1 - 11．地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）	40
1 - 12．子どもの読書活動の推進に関する法律	41

2．図書館についてのアンケート集計結果

44

1 . 法令等

1 - 1 . 日本国憲法（一部抜粋）

（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

1 - 2 . 教育基本法（一部抜粋）

（社会教育）

第 7 条 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

1 - 3 . 社会教育法（一部抜粋）

【目次】

第 1 章 総則（第 1 条～第 9 条）

第 2 章 社会教育主事及び社会教育主事補（第 9 条の 2～第 9 条の 6）

第 3 章 社会教育関係団体（第 10 条～第 14 条）

第 4 章 社会教育委員（第 15 条～第 19 条）

第 5 章 公民館（第 20 条～第 42 条）

第 6 章 学校施設の利用（第 43 条～第 48 条）

第 7 章 通信教育（第 49 条～第 57 条）

昭和 24・6・10・法律 207 号 改正平成 13・7・11・法律 105 号 - -

改正平成 2 法律 71 号 改正平成 13・7・11・法律 106 号 - -

改正平成 10・6・12・法律 101 号 - - 改正平成 15・7・16・法律 117 号 - -

改正平成 11・7・16・法律 87 号 - - 改正平成 15・7・16・法律 119 号 - -

改正平成 11・12・22・法律 160 号 - -

第 1 章 総 則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第 2 条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その

他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第4条 前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

1. 社会教育に必要な援助を行うこと。
2. 社会教育委員の委嘱に関すること。
3. 公民館の設置及び管理に関すること。
4. 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
5. 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
6. 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
7. 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
8. 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
9. 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
10. 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
11. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
12. 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
13. 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
14. 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
15. 情報の交換及び調査研究に関すること。
16. その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

《中略》

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第7条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

- 2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委

員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第8条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

1 - 4 . 図書館法

昭和25年4月30日号外法律第118号

平成14年5月10日号外法律第41号

(独立行政法人国立印刷局法附則13条による改正)

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治29年法律第89号)第34条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 4 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 5 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- 7 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

8 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

司書は、図書館の専門的事務に従事する。

司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 左の各号の1に該当する者は、司書となる資格を有する。

1 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

2 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

3 3年以上司書補(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

1 司書の資格を有する者

2 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で第6条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

第7条 削除

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷局発行の刊行物を2部提供するものとする。

国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の

行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第 17 条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第 18 条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第 19 条 削除

(図書館の補助)

第 20 条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第 21 条及び第 22 条 削除

第 23 条 国は、第 20 条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の 1 に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

1 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

2 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

3 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第 3 章 私立図書館

第 24 条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第 25 条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第 26 条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第 27 条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第 28 条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第 29 条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

第 25 条第 2 項の規定は、前項の施設について準用する。

1 - 5 . 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例

昭和 51 年 3 月 29 日 条例第 10 号

改正 昭和 56 年 12 月 25 日 条例第 30 号

昭和 58 年 3 月 16 日 条例第 5 号

昭和 61 年 1 月 14 日 条例第 1 号

平成 7 年 3 月 31 日 条例第 8 号

平成 11 年 3 月 29 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定により、佐倉市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐倉市立佐倉図書館	佐倉市新町 189 番地 1
佐倉市立志津図書館	佐倉市西志津 4 丁目 1 番 2 号
佐倉市立佐倉南図書館	佐倉市山王 2 丁目 37 番地 13

(分館)

第 4 条 佐倉市立志津図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
佐倉市立志津図書館志津分館	佐倉市上志津 1672 番地 7

(職員)

第 5 条 図書館に館長及び教育委員会が必要と認める職員を置く。

(業務)

第 6 条 図書館は、法第 3 条各号に掲げる業務を行う。

(管理)

第 7 条 教育委員会は、図書館を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

2 図書館の利用者は、管理者の指示した事項を遵守しなければならない。

(図書館協議会)

第 8 条 法第 14 条及び第 15 条の規定により、佐倉市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

3 前項の委員の任期は、2 年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会の委員には、別に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則(抄)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 29 日 条例第 5 号)

この条例は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

1 - 6 . 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則

昭和 51 年 3 月 31 日教育委員会規則第 2 号

改正 昭和 52 年 6 月 28 日教委規則第 4 号

昭和 57 年 1 月 14 日教委規則第 1 号

昭和 57 年 3 月 30 日教委規則第 4 号

昭和 61 年 3 月 1 日教委規則第 4 号

平成 6 年 2 月 15 日教委規則第 1 号

平成 7 年 3 月 20 日教委規則第 3 号

平成 12 年 3 月 31 日教委規則第 5 号

平成 12 年 12 月 22 日教委規則第 13 号

平成 13 年 5 月 23 日教委規則第 7 号

平成 14 年 2 月 25 日教委規則第 2 号

平成 15 年 8 月 27 日教委規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和 51 年佐倉市条例第 10 号)第 9 条の規定により、図書館の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 8 時(分館は、午後 5 時)までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

一 定期休館日 月曜日

二 年始休館日 1 月 1 日から同月 4 日まで

三 年末休館日 12 月 28 日から同月 31 日まで

四 館内整理日 毎月第 1 火曜日

五 特別整理日 年間 10 日以内で館長が別に定める日

2 前項に定めるもののほか、分館については、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する祝日及び休日を休館日とする。

(入館の制限)

第 4 条 館長は、館内の秩序を乱し、又はそのおそれがある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(館内利用の制限)

第 5 条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館の施設若しくは機器又は図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第 6 条 利用者が、図書館資料、設備器具等を亡失し、汚損し、又はき損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(個人貸出しの対象者及び手続等)

第 7 条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学している者とする。ただし、館長が適当と認める者については、この限りでない。

2 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用申込書(別記様式第 1 号)により登録の申込みをしなければならない。この場合においては、当該申込みの際に、本人であることを証明する書類を提示するものとする。

3 館長は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カード(別記様式第 2 号)を交付するものとする。

4 個人貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

5 貸出カード及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に譲渡し、又は貸与しては

ならない。

(貸出カードの紛失等の届出)

第8条 貸出カード若しくは図書館資料を紛失したとき、又は前条第2項の利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

(個人貸出図書等の数及び期間)

第9条 個人貸出しを受けることができる図書館資料の数及びその貸出期間は、次のとおりとする。ただし、図書館資料の数については、図書及び視聴覚資料の合計数は、1人につき10を限度とする。

区 分	図書館資料の数	貸出期間
図 書	1人につき10冊以内	15日以内
視聴覚資料	1人につき3点以内	15日以内

2 館長は、前項の貸出期間内に申出のあった者に対してのみ、他の者の利用を妨げない範囲内において、当該申出のあった日から15日を限度として、貸出期間の延長をすることができる。

(団体貸出しの対象者及び手続)

第10条 図書の団体貸出しを受けることができる者は、市内の学校、官公署、社会教育関係団体及び会社等とする。

2 前項の登録を受けようとする者は、団体の代表者を定めた上、あらかじめ団体貸出申込書(別記様式第3号)により登録の申込みをしなければならない。

3 館長は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カードを交付するものとする。

4 団体貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

(団体貸出図書の数及び期間)

第11条 団体貸出しを受けることのできる図書の数は、1団体につき5百冊以内とし、その貸出期間は、6月以内とする。ただし、館長が特に必要と認められた場合は、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(館外貸出しを禁ずる資料)

第12条 館長が館外貸出用として指定した図書館資料以外の資料は、館外貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(図書館資料の返却等)

第13条 貸出しを受けた図書館資料は、定められた貸出期間内に返却しなければならない。

2 館長は、図書館資料を貸出期間内に返却せず、かつ、当該資料の返却を求めてもなお返却しない者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

(寄贈)

第14条 図書館資料を寄贈しようとする者は、あらかじめ館長の承認を得て名称、員数等を記した寄贈申込書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(職員の職及び職務)

第15条 図書館に置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

職 員	職	職 務
事務職員	館 長	上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副 館 長	館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。

	副主幹	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	主査	
	主査補	
	主任主事	上司の命を受け、事業の実施又は事務に従事する。
	主事	
	主事補	
	司書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。
	司書補	
技能職員	主任自動車運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事する。
	自動車運転手	
技労職員	用務員	上司の命を受け、労務及び作業に従事する。

(事務分掌)

第16条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 公印の保管に関すること。
- 二 文書の収受及び発送に関すること。
- 三 文書及び帳簿の整理及び保存に関すること。
- 四 庶務及び会計に関すること。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 六 図書館協議会に関すること。
- 七 図書館資料の利用に関すること。
- 八 図書館資料の選択、受入れ及び改廃に関すること。
- 九 図書館資料の分類及び目録に関すること。
- 十 図書館資料の整理及び保管に関すること。
- 十一 読書会、資料展示会等の開催に関すること。
- 十二 移動図書館の運営に関すること。
- 十三 図書館諸行事に関すること。

(図書館協議会)

第17条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数で決める。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、佐倉市立佐倉図書館において処理する。

(連絡調整)

第20条 佐倉市立佐倉図書館は、通常の図書館業務のほか、図書館に関する活動を総理するための連絡調整を行う。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(抄)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 27 日教委規則第 11 号）
この規則は、公布の日から施行する。

1 - 7 . 佐倉市立図書館資料収集基準

第 1 趣 旨

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和 51 年教育委員会規則第 2 号）第 21 条の規定により、佐倉市立図書館の業務を十分かつ円滑に行うため、図書館資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 基本方針

- (1) 図書館資料の収集に当たっては、公共図書館としての役割、市民からの要望、社会的な動向に十分配慮し、生涯学習の拠点施設として、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料及び情報の収集・整備に努め、一般の利用に供するものとする。
- (2) 各図書館は、その施設設備、規模、地域性及び館の機能に応じた資料構成に留意し、佐倉市立図書館全体として体系的な資料の充実を図るものとする。
- (3) 図書館資料の選択収集に当たっては、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、幅広く収集する。

第 3 収集資料の種類

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 郷土・行政資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 障害者用資料
- (6) 電子出版資料

第 4 収集資料の範囲

- (1) 収集する資料の範囲は、各分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。ただし、特殊な又は高度な専門性を有するもの、著しく耐久性に欠けるもの等は、原則として収集しない。
- (2) 収集する資料は、国内で発行及び製作されている資料を中心に収集するものとし、必要に応じて、国外で発行及び製作されている資料についても収集に努める。

第 5 資料別収集方針

資料の資料別収集方針は、次のとおりとする。また、資料を複数収集する場合には、利用状況、資料的価値、数量等を総合的に検討し、適正な蔵書構成の維持に配慮した収集に努めるものとする。なお、CD-ROM 付き資料については、著作権の保護に十分留意するものとする。

(1) 図書

ア 一般図書

一般図書は、市民の学習、教養、実用、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて、専門的な図書まで幅広く収集する。

次に掲げる資料は原則として収集しない。

- 1) 学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類(書き込み欄が多く、また個人が長期間にわたり使用する性質のもの)
 - 2) 特殊な又は高度な専門書、学術書(ただし、資料価値が高く、多くの利用が見込まれるものについては配慮する。)
 - 3) ゲーム攻略本
 - 4) 切り抜き、切り取り、書き込みを目的として編集されたもの
- その他の資料選定に関する留意点
- 1) 漫画は、古典の名作、実用漫画、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。
 - 2) 宗教に関しては、古典的なものから選定し、バランスを考慮し、特定宗派に偏らないようにする。

イ 参考図書

参考図書は、市民の一般的な調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌、白書、地図等を広く収集する。

ウ 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つような各分野の資料を広く収集する。

エ 青少年図書

青少年図書は、児童から成人への成長過程におけるおう盛な知的好奇心や読書意欲に応え、読書習慣の形成と継続を促すとともに、豊かな人間形成に資するため、各分野の資料を広く収集する。

オ 外国語資料

外国語資料は、国内外で高い評価を得ているもので、かつ、英語で記述されたものを中心として、各分野にわたって収集する。なお、社会状況の変化や市民の要求の多様化に留意し、その他の言語によるものについても収集に努める。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、原則として国内発行の主要全国紙等を中心に収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、各分野にわたって収集する。また、児童及び青少年向けのものも収集する。ただし、特殊な又は高度な専門雑誌、特定の政治団体・宗教団体が発行する雑誌及び漫画雑誌は、原則として収集しない。

ウ 年鑑、年報及び白書等は、一般図書及び参考図書に準じて収集する。

(3) 郷土・行政資料

ア 佐倉市に関する資料は、資料内容が佐倉市と密接に関わりがあるものを中心として、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図等を可能な限り収集する。

イ 千葉県及び県内市町村に関する資料は、特に佐倉市と隣接する地域に留意して、基本的資料、歴史的資料を中心に収集する。

(4) 視聴覚資料

ア 市民の教養、文化活動又は趣味に資するため、カセットテープ、CD、DVD、ビデオテープ等の視聴覚資料を収集する。

- イ 収集に当たっては、著作権の保護に十分留意し、クラシック、ポピュラー、民族音楽、伝統芸能、語学、文学作品、朗読、記録、映画等の基本的作品、代表的演者の作品を中心に収集する。
- ウ アニメーションについては、古典の名作、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。
- エ 技術の進展に伴う新しい形態の資料については、必要に応じて検討し、収集に努めるものとする。

(5) 障害者用資料

障害に応じたサービスが行えるよう、大活字本、点字図書、録音図書等の資料収集に努める。

(6) 電子出版資料

C D - R O M等の電子出版資料については、各館の収集分担、他の資料との関連、資料としての耐用年数等を十分考慮して、効率的な収集に努める。

第6 寄贈資料等の収集

資料の収集については、購入を原則とするが、必要に応じて寄贈等も活用する。この場合については、この基準に定める事項を適用する。

第7 情報提供等

図書館に所蔵されていない資料、又はこの基準の収集対象とはならない資料に対する市民からの要望については、他の図書館資料に関する情報、インターネット情報等を利用して、可能な限り当該資料に関する情報を収集し提供するとともに、他機関への紹介又は借用等の方法により資料提供に努めるものとする。

第8 その他

この基準に定めるもののほか、資料収集に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する

1 - 8 . 佐倉市立図書館資料除籍基準

第1 基本方針

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則(昭和51年教育委員会規則第2号)第21条の規定により、佐倉市立図書館が常に新鮮で有効な資料構成の維持に努め、かつ図書館資料の適切な管理を図るため、資料の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 除籍対象資料

除籍の対象となる資料及び基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失資料

- ア 蔵書点検により不明が確認されてから3年を経過したもの
- イ 貸出期限を過ぎた資料であって、督促等の努力にもかかわらず5年を経過しても返却されないもの
- ウ 利用者が紛失した資料で、やむを得ない理由により現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害その他の事故によるもの
- (2) 破損・汚損資料
 - ア 破損又は汚損がはなはだしく、修理困難なもの
 - イ 切り抜き、書き込み等がはなはだしく、全体として利用に耐えないもの
- (3) 不用資料
 - ア 学問、技術の進歩又は時間の経過等により、記述あるいは記録された内容が資料としての価値を失ったもの
 - イ 新版、改訂版、類似資料等の入手により、利用価値がなくなったもの
 - ウ 複本が存在し、又は利用要求が少なく、将来にわたり長く保存する必要のないもの
 - エ 新聞、雑誌で、保存年限を経過したもの

第3 除籍対象外資料

次に掲げる資料については、亡失資料及び破損・汚損資料となる場合を除き、原則として除籍対象としない。なお、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 佐倉市に関する行政資料、民間発行資料及び歴史的資料
- (2) 記述された内容の新旧に関わらず、当該分野の基本的又は歴史的価値を有する資料
- (3) 類似する資料が存在しない、又は極端に少ない資料
- (4) 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ高い資料価値を有する資料

第4 除籍の決定

除籍にあたっては、除籍資料明細書を作成し、図書館長の決裁を受けるものとする。

第5 除籍資料の無償譲渡

図書館長は、除籍した図書館資料を「佐倉市立図書館リサイクル要綱」に基づき無償で譲渡することができる。

第6 その他

この基準に定めるもののほか、資料の除籍に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する

1 - 9 . 著作権法 (一部抜粋)

【目次】

第1章 総則 (第1条~第9条の2)	
第2章 作者の権利 (第10条~第78条の2)	
第3章 出版権 (第79条~第88条)	
第4章 著作隣接権 (第89条~第104条)	
第5章 私的録音録画補償金 (第104条の2~第104条の10)	
第6章 紛争処理 (第105条~第111条)	
第7章 権利侵害 (第112条~第118条)	
第8章 罰則 (第119条~第124条)	
昭和45・5・6・法律48号	改正平成13・12・5・法律140号 - -
改正平成8・12・26・法律117号 - -	改正平成14・6・19・法律72号 - -
改正平成9・6・18・法律86号 - -	改正平成15・5・30・法律61号(未)
改正平成10・6・12・法律101号 - -	改正平成15・6・18・法律85号 - -
改正平成11・5・14・法律43号 - -	改正平成15・7・16・法律119号 - -
改正平成11・6・23・法律77号 - -	改正平成16・6・9・法律84号(未)
改正平成11・12・22・法律160号 - -	改正平成16・6・9・法律92号 - -
改正平成11・12・22・法律220号 - -	改正平成16・6・18・法律120号(未)
改正平成12・5・8・法律56号 - -	((未)の施行 = 平17年4月1日)
改正平成12・11・29・法律131号 - -	

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

2. 作者

著作物を創作する者をいう。

3. 実演

著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。)をいう。

4. 実演家

俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。

5. レコード

蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの(音をもつばら映像とともに再生することを目的とするものを除く。)をいう。

6. レコード製作者

レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。

7. 商業用レコード

市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。

7の2. 公衆送信

公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（有線電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が2以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

8. 放送

公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。

9. 放送事業者

放送を業として行なう者をいう。

9の2. 有線放送

公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。

9の3. 有線放送事業者

有線放送を業として行う者をいう。

9の4. 自動公衆送信

公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

9の5. 送信可能化

次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送受信プログラム起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

10. 映画製作者

映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

10の2. プログラム

電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

10の3. データベース

論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

11. 二次的著作物

著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他

翻案することにより創作した著作物をいう。

12. 共同著作物

2人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

13. 録音

音を物に同定し、又はその固定物を増製することをいう。

14. 録画

影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

15. 複製

印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

16. 上演

演奏(歌唱を含む。以下同じ。)以外の方法により著作物を演ずることをいう。

17. 上映

著作物(公衆送信されるものを除く。)を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

18. 口述

朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること(実演に該当するものを除く。)をいう。

19. 頒布

有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。

20. 技術的保護手段

電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法(次号において「電磁的方法」という。)により、第17条第1項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第89条第1項に規定する実演家人格権若しくは同条第6項に規定する著作隣接権(以下この号において「著作権等」という。)を侵害する行為の防止又は抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第30条第1項第2号において同じ。)をする手段(著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作物等」という。)の利用(著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

21. 権利管理情報

第17条第1項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第89条第1項から第4項までの権利(以下この号において「著作権等」という。)に関する情報であつて、イから八までのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により

著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。

イ 著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報

ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報

ハ 他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

22. 国内

この法律の施行地をいう。

- 2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。
- 3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。
- 4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。
- 5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。
- 6 この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。
- 7 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。
- 8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。
- 9 この法律において、第1項第7号の2、第8号、第9号の2、第9号の4、第9号の5若しくは第13号から第19号まで又は前2項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

（著作物の発行）

第3条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾（第63条第1項の規定による利用の許諾をいう。第4条の2及び第63条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者によつて作成され、頒布された場合（第26条、第26条の2第1項又は第26条の3に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

2 二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第28条の規定により第21条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され、頒布された場合（第28条の規定により第26条、第26条の2第1項又は第26条の3に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には、その原著作物は、発行されたものとみなす。

3 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前2項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ前2項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、前2項の規定を適用する。

（著作物の公表）

第4条 著作物は、発行され、又は第22条から第25条までに規定する権利を有す

る者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示上映の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第 21 条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

- 2 著作物は、第 23 条第 1 項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。
- 3 二次的著作物である翻訳物が、第 28 条の規定により第 22 条から第 24 条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第 28 条の規定により第 23 条第 1 項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、その原著物は、公表されたものとみなす。
- 4 美術の著作物又は写真の著作物は、第 45 条第 1 項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合には、公表されたものとみなす。
- 5 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第 1 項から第 3 項までの権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第 1 項、第 2 項若しくは前項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。

（レコードの発行）

第 4 条の 2 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第 96 条に規定する権利を有する者又はその許諾（第 103 条において準用する第 63 条第 1 項の規定による利用の許諾をいう。第 4 章第 2 節及び第 3 節において同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

（条約の効力）

第 5 条 著作者の権利及びこれに隣接する権利に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第 2 節 適用範囲

（保護を受ける著作物）

第 6 条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限りこの法律による保護を受ける。

1. 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ）の著作物
2. 最初に国内において発行された著作物（最初にこの法律の施行地外において発行されたが、その発行の日から 30 日以内に国内において発行されたものを含む。）
3. 前 2 号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

《中略》

（保護を受けるレコード）

第 8 条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける、

1. 日本国民をレコード製作者とするレコード

2. レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されたもの
3. 前2号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
 - イ 実演家等保護条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて成立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演家等保護条約の締約国において固定されたもの
4. 前3号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
 - イ 実演・レコード条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの
5. 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
 - イ 世界貿易機関の加盟国の国民（当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの
6. 前各号に掲げるもののほか、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（第121条の2第2号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード

《中略》

第2章 著作者の権利

第1節 著作物

（著作物の例示）

第10条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

1. 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
 2. 音楽の著作物
 3. 舞踊又は無言劇の著作物
 4. 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
 5. 建築の著作物
 6. 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
 7. 映画の著作物
 8. 写真の著作物
 9. プログラムの著作物
2. 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第1号に掲げる著作物に該当しない。
 3. 第1項第9号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 1. プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
 2. 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特

別の約束をいう。

3. 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。
(二次的著作物)

第 11 条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(編集著作物)

第 12 条 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(データベースの著作物)

第 12 条の 2 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(権利の目的とならない著作物)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

1. 憲法その他の法令

2. 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

3. 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

4. 前 2 号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

第 2 節 著作者

(著作者の推定)

第 14 条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という。)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

(職務上作成する著作物の著作者)

第 15 条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(映画の著作物の著作者)

第 16 条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製

された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を相当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第3節 権利の内容

第1款 総則

(著作者の権利)

第17条 著作者は、次条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)並びに第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

第2款 著作者人格権

《中略》

(同一性保持権)

第20条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

1. 第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)第33条の2第1項又は第34条第1項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

2. 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

3. 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変

4. 前3号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

第3款 著作権に含まれる権利の種類

(複製権)

第21条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第22条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

(上映権)

第22条の2 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

(公衆送信権等)

第23条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(口述権)

第24条 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

(展示権)

第25条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(頒布権)

第 26 条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(譲渡権)

第 26 条の 2 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。以下この条において同じ。)をその原作品又は複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

1. 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

2. 第 67 条第 1 項若しくは第 69 条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和 31 年法律第 86 号)第 5 条第 1 項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

3. 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物

4. この法律の施行地外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

(貸与権)

第 26 条の 3 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第 27 条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第 28 条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するもの同一の種類の権利を専有する。

第 4 款 映画の著作物の著作権の帰属

(映画の著作物の著作権の帰属)

第 29 条 映画の著作物(第 15 条第 1 項、次項又は第 3 項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

2 もつぱら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(第 15 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

1. その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物を有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達する権利

2. その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

3 専ら有線放送事業者が有線放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(第 15 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。

1. その著作物を有線放送する権利及び有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

2. その著作物を複製し、又はその複製物により有線放送事業者に頒布する権利

第5款 著作権の制限

(私的使用のための複製)

第30条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

1. 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合

2. 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第120条の2第1号及び第2号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知らずに行う場合

2. 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(図書館等における複製)

第31条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

1. 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を1人につき1部提供する場合

2. 図書館資料の保存のため必要がある場合

3. 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

《中略》

(点字による複製等)

第37条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2. 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことができる。

3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。

(聴覚障害者のための自動公衆送信)

第 37 条の 2 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。

(営利を目的としない上演等)

第 38 条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送することができる。

3 放送され、又は有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第 26 条に規定する権利を有する者(第 28 条の規定により第 26 条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

《中略》

(時事の事件の報道のための利用)

第 41 条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。

(裁判手続等における複製)

第 42 条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合

は、この限りでない。

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第 42 条の 2 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第 14 条第 1 項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。)に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第 15 条第 1 項に規定する方法(同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法(行政機関情報公開法第 14 条第 1 項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。))を含む。)又は情報公開条例で定める方法(行政機関情報公開法第 14 条第 1 項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。))に規定する方法以外のものを除く。)により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

(翻訳、翻案等による利用)

第 43 条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

1. 第 30 条第 1 項、第 33 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 34 条第 1 項又は第 35 条 翻訳、編曲、変形又は翻案
2. 第 31 条第 1 号、第 32 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 41 条又は第 42 条 翻訳
3. 第 37 条の 2 翻案(要約に限る。)

《中略》

(美術の著作物等の原作品の所有者による展示)

第 45 条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

(公開の美術の著作物等の利用)

第 46 条 美術の著作物でその原作品が前条第 2 項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

1. 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
2. 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
3. 前条第 2 項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
4. 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

(美術の著作物等の展示に伴う複製)

第 47 条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第 25 条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

第 47 条の 2 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第 113 条第 2 項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 前項の複製物の所有者が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなった後は、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第 47 条の 3 第 31 条第 1 号、第 32 条、第 33 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）第 33 条の 2 第 1 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項若しくは第 2 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項若しくは第 2 項、第 41 条、第 42 条、第 42 条の 2、第 46 条又は第 47 条の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第 31 条第 1 号、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項又は第 42 条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第 31 条第 1 号、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 41 条、第 42 条又は第 42 条の 2 の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第 31 条第 1 号、第 35 条第 1 項又は第 42 条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第 31 条第 1 号、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 41 条、第 42 条又は第 42 条の 2 に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第 48 条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

1. 第 32 条、第 33 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）第 33 条の 2 第 1 項、第 37 条第 1 項若しくは第 3 項、第 42 条又は第 47 条の規定により著作物を複製する場合

2. 第 34 条第 1 項、第 37 条の 2、第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により著作物を利用する場合

3. 第 32 条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第 35 条、第 36 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 41 条若しくは第 46 条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 第 43 条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前 2 項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

（複製物の目的外使用等）

第 49 条 次に掲げる者は、第 21 条の複製を行つたものとみなす。

1. 第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 号、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 37 条第 3 項、第 41 条から第 42 条の 2 まで又は第 44 条第 1 項若しくは第 2 項に定

- める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者
2. 第 44 条第 3 項の規定に違反して同項の録音又は録画物を保有した放送事業者又は有線放送事業者
 3. 第 47 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第 2 号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者
 4. 第 47 条の 2 第 2 項の規定に違反して同項の複製物(次項第 2 号の複製物に該当するものを除く。)を保存した者
- 2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第 27 条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行つたものとみなす。
1. 第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 号、第 35 条、第 37 条第 3 項、第 41 条又は第 42 条に定める目的以外の目的のために、第 43 条の規定の適用を受けて同条第 1 号若しくは第 2 号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者
 2. 第 47 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者
 3. 第 47 条の 2 第 2 項の規定に違反して前号の複製物を保存した者
(著作者人格権との関係)
- 第 50 条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第 4 節 保護期間

(保護期間の原則)

第 51 条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

- 2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第 1 項において同じ。)50 年を経過するまでの間、存続する。

(無名又は変名の著作物の保護期間)

第 52 条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後 50 年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後 50 年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後 50 年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 1. 変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。
 2. 前項の期間内に第 75 条第 1 項の実名の登録があつたとき。
 3. 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

(団体名義の著作物の保護期間)

第 53 条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後 50 年(その著作物はその創作後 50 年以内に公表されなかつたときは、その創作後 50 年)を経過するまでの間、存続する。

- 2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。
- 3 第 15 条第 2 項の規定により法人その他の団体が著作者である著作物の著作権

の存続期間に関しては、第1項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

(映画の著作物の保護期間)

第54条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年(その著作物はその創作後70年以内に公表されなかつたときは、その創作後70年)を経過するまでの間、存続する。

2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとする。

3 前2条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。

第55条 削除

(継続的刊行物等の公表の時)

第56条 第52条第1項、第53条第1項及び第54条第1項の公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

2 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から3年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもつて前項の最終部分とみなす。

(保護期間の計算方法)

第57条 第51条第2項、第52条第1項、第53条第1項又は第54条第1項の場合において、著作者の死後50年、著作物の公表後50年若しくは創作後50年又は著作物の公表後70年若しくは創作後70年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

(保護期間の特例)

第58条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国をそれぞれ文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の規定に基づいて本国とする著作物(第6条第1号に該当するものを除く。)で、その本国において定められる著作権の存続期間が第51条から第54条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。

第5節 著作者人格権の一身専属性等

(著作者人格権の一身専属性)

第59条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

(著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護)

第60条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合

は、この限りでない。

第6節 著作権の譲渡及び消滅

(著作権の譲渡)

第61条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

(相続人の不存在の場合等における著作権の消滅)

第62条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

1 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法(明治29年法律第89号)第959条(相続財産の国庫帰属)の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

2 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が民法第72条第3項(残余財産の国庫帰属)その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

2 第54条第2項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

第7節 権利の行使

(著作物の利用の許諾)

第63条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第1項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第1項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の送信可能化について第1項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第23条第1項の規定は、適用しない。

(共同著作物の著作者人格権の行使)

第64条 共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

2 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。

4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(共同著作権の行使)

第65条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権(以下この条において「共有著作権」という。)については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができな

い。

3 前2項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第1項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4 前条第2項及び第4項の規定は、共有著作権の行使について準用する。
(質権の目的となつた著作権)

第66条 著作権は、これを目的として質権を設定した場合においても、設定行為に別段の定めがない限り、著作権者が行使するものとする。

2 著作権を目的とする質権は、当該著作権の譲渡又は当該著作権に係る著作物の利用につき著作権者が受けるべき金銭その他の物(出版権の設定の対価を含む。)に対しても、行なうことができる。ただし、これらの支払又は引渡し前に、これらを受ける権利を差し押えることを必要とする。

第8節 裁定による著作物の利用

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第67条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

《中略》

(裁定に関する手続及び基準)

第70条 第67条第1項、第68条第1項又は前条の裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの(第78条第5項及び第107条第2項において「国等」という。)であるときは、適用しない。

3 文化庁長官は、第68条第1項又は前条の裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 文化庁長官は、第67条第1項、第68条第1項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの裁定をしてはならない。

1. 著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

2. 第68条第1項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

5 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするときは、あらかじめ申請書にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

6 文化庁長官は、第67条第1項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示すると

ともに申請者に通知し、第 68 条第 1 項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

- 7 前各項に規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

第 9 節 補償金

(文化審議会への諮問)

第 71 条 文化庁長官は、第 33 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 33 条の 2 第 2 項、第 67 条第 1 項、第 68 条第 1 項又は第 69 条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

(補償金の額についての訴え)

第 72 条 第 67 条第 1 項、第 68 条第 1 項又は第 6 条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定があつたことを知つた日から 3 月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

- 2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、著作権者であるときは著作物を利用する者を、それぞれ被告としなければならない。

(補償金の額についての異議申立ての制限)

第 73 条 第 67 条第 1 項、第 68 条第 1 項又は第 69 条の規定による裁定についての行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による異議申立てにおいては、その裁定に係る補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、第 67 条第 1 項の裁定を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第 1 項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

(補償金の供託)

第 74 条 第 33 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 68 条第 1 項又は第 69 条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

1. 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合
 2. その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合
 3. その者がその補償金の額について第 72 条第 1 項の訴えを提起した場合
 4. 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合(当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。)
- 2 前項第 3 号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。
- 3 第 67 条第 1 項又は前 2 項の規定による補償金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知っているものを有する場合にあつては当該住所又は居所のもよりの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所のもよりの供託所に、それぞれするものとする。
- 4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

《中略》

第3章 著作権

(著作権の設定)

第79条 第21条に規定する権利を有する者(以下この章において「複製権者」という。)は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。

2 複製権者は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、著作権を設定することができるものとする。

(著作権の内容)

第80条 著作権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その著作権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

《中略》

(著作権の制限)

第86条 第30条第1項、第31条、第32条、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第33条の2第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第29条第1項、第40条第1項及び第2項、第41条から第42条の2まで、第46条並びに第47条の規定は、著作権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第35条第1項及び第42条中「著作権者」とあるのは、「著作権者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第30条第1項、第31条第1号、第33条の2第1項、第35条第1項、第41条、第42条又は第42条の2に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、第80条第1項の複製を行つたものとみなす。

《中略》

第4章 著作隣接権

第1節 総則

(著作隣接権)

第89条 実演家は、第90条の2第1項及び第90条の3第1項に規定する権利(以下「実演家人格権」という。)並びに第91条第1項、第92条第1項、第92条の2第1項、第95条の2第1項及び第95条の3第1項に規定する権利並びに第95条第1項に規定する二次使用料及び第95条の3第3項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

2 レコード製作者は、第96条、第96条の2、第97条の2第1項及び第97条の3第1項に規定する権利並びに第97条第1項に規定する二次使用料及び第97条の3第3項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

3 放送事業者は、第98条から第100条までに規定する権利を享有する。

4 有線放送事業者は、第100条の2から第100条の5までに規定する権利を享有する。

5 前各項の権利の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

6 第1項から第4項までの権利(実演家人格権並びに第1項及び第2項の二次使用料及び報酬を受ける権利を除く。)は、著作隣接権という。

《中略》

(同一性保持権)

第90条の3 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変については、適用しない。

(録音権及び録画権)

第91条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物(音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。

《中略》

(商業用レコードの二次使用)

第95条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第97条第1項において「放送事業者等」という。)は、第91条第1項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合(当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行つた場合を除く。)には、当該実演(第7条第1号から第6号までに掲げる実演で著作権隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第4項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であつて、実演家等保護条約第16条1(a)(i)の規定に基づき実演家等保護条約第12条の規定を適用しないこととしている国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家について適用する。

3 第8条第1号に掲げるレコードについて実演家等保護条約の締約国により与えられる実演家等保護条約第12条の規定による保護の期間が第1項の規定により実演家が保護を受ける期間より短いときは、当該締約国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家が同項の規定により保護を受ける期間は、第8条第1号に掲げるレコードについて当該締約国により与えられる実演家等保護条約第12条の規定による保護の期間による。

4 第1項の規定は、実演・レコード条約の締約国(実演家等保護条約の締約国を除く。)であつて、実演・レコード条約第15条(3)の規定により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家については、当該留保の範囲に制限して適用する。

5 第1項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

6 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、前項の指定をしてはならない。

1. 営利を目的としないこと。

2. その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
3. その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
4. 第1項の二次使用料を受ける権利を有する者(以下この条において「権利者」という。)のためにその権利を行使する業務をみずから的確に遂行するに足る能力を有すること。
- 7 第5項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。
- 8 第5項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。
- 9 文化庁長官は、第5項の団体に対し、政令で定めるところにより、第1項の二次使用料に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。
- 10 第5項の団体が同項の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。
- 11 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使用料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。
- 12 第70条第3項、第6項及び第7項並びに第71条から第74条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第70条第3項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第72条第2項中「著作物を利用する者」とあるのは「第95条第1項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第5項の団体」と、第74条中「著作権者」とあるのは「第95条第5項の団体」と読み替えるものとする。
- 13 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定は、第10項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 14 第5項から前項までに定めるもののほか、第1項の二次使用料の支払及び第4項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

《中略》

(賃与権等)

- 第95条の3 実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。
- 2 前項の規定は、最初に販売された日から起算して1月以上12月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した商業用レコード(複製されているレコードのすべてが当該商業用レコードと同一であるものを含む。以下「期間経過商業用レコード」という。)の貸与による場合には、適用しない。
 - 3 商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者(以下「貸レコード業者」という。)は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。
 - 4 第95条第5項から第14項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第10項中「放送事業者等」とあり、及び同条第12項中「第95条第1項の放送事業者等」とあるのは、「第95条の3第3項の貸

レコード業者」と読み替えるものとする。

- 5 第1項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、前項において準用する第95条第5項の団体によつて行使することができる。
- 6 第95条第7項から第14項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、第4項後段の規定を準用する。

第3節 レコード製作者の権利

(複製権)

第96条 レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。

(送信可能化権)

第96条の2 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する。
(商業用レコードの二次使用)

第97条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合(当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行つた場合を除く。)には、そのレコード(第8条第1号から第4号までに掲げるレコードで著作権隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

- 2 第95条第2項及び第4項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条第3項の規定は、前項の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第3項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。
- 4 第95条第6項から第14項までの規定は、第1項の二次使用料及び前項の団体について準用する。

《中略》

(賃与権等)

第97条の3 レコード製作者は、そのレコードをそれが複製されている商業用レコードの賃与により公衆に提供する権利を専有する。

- 2 前項の規定は、期間経過商業用レコードの賃与による場合には、適用しない。
- 3 貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの賃与によりレコードを公衆に提供した場合には、当該レコード(著作権隣接権の有線期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。
- 4 第97条第3項の規定は、前項の報酬を受ける権利の行使について準用する。
- 5 第95条第6項から第14項までの規定は、第3項の報酬及び前項において準用する第97条第3項に規定する団体について準用する。この場合においては、第95条の3第4項後段の規定を準用する。
- 6 第1項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、第4項において準用する第97条第3項の団体によつて行使することができる。
- 7 第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第5項中

「第 95 条第 6 項」とあるのは、「第 95 条第 7 項」と読み替えるものとする。

《中略》

第 6 節 保護期間

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第 101 条 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時に始まる。

1. 実演に関しては、その実演を行つた時
 2. レコードに関しては、その音を最初に固定した時
 3. 放送に関しては、その放送を行つた時
 4. 有線放送に関しては、その有線放送を行つた時
- 2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。
1. 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過した時
 2. レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 50 年)を経過した時
 3. 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過した時
 4. 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過した時

《中略》

第 8 節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

(著作隣接権の制限)

- 第 102 条 第 30 条第 1 項、第 31 条、第 32 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条第 3 項、第 38 条第 2 項及び第 4 項、第 41 条から第 42 条の 2 まで並びに第 44 条(第 2 項を除く。)の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第 30 条第 2 項及び第 47 条の 3 の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第 44 条第 2 項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 23 条第 1 項」とあるのは「第 92 条第 1 項、第 99 条第 1 項又は第 100 条の 3」と、第 44 条第 2 項中「第 23 条第 1 項」とあるのは「第 92 条第 1 項又は第 100 条の 3」と読み替えるものとする。
- 2 前項において準用する第 32 条、第 37 条第 3 項又は第 42 条の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下「実演等」と総称する。)を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。
 - 3 第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により著作物を放送し、又は有線放送することができる場合には、その著作物の放送又は有線放送を受信してこれを有線放送し、又は影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達することができる。

- 4 次に掲げる者は、第 91 条第 2 項、第 96 条、第 98 条又は第 100 条の 2 の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
1. 第 1 項において準用する第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 号、第 35 条第 1 項、第 37 条第 3 項、第 41 条から第 42 条の 2 まで又は第 44 条第 1 項若しくは第 2 項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者
 2. 第 1 項において準用する第 44 条第 3 項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者

1 - 10 . 著作権法施行令（一部抜粋）

第 1 章の 2 著作物等の複製等が認められる施設等

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第 1 条の 3 法第 31 条（法第 86 条第 1 項及び第 102 条第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものとする。

1. 図書館法第 2 条第 1 項の図書館
2. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の大学又は高等専門学校（次号において「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設
3. 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
4. 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの
5. 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
6. 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の法人その他の営利を目的としない法人（次条から第 3 条までにおいて「公益法人」という。）が設置する施設で前 2 号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第 6 号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（著作物等の録音が認められる施設）

第 2 条 法第 37 条第 3 項（法第 102 条第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

1. 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条の知的障害児施設（専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。）及び盲ろうあ児施設（専ら同法第 43 条の 2 の育児を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの
2. 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項の身体障害者更生施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの並

びに点字刊行物を出版するものに限る。)で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

3. 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条の学校親書館で学校教育法第1条の盲学校に設置されたもの

4. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(専ら視覚障害者を入所させるものに限る。)

5. 学校教育法第1条の大学(専ら視覚障害者を入学させる学部又は学科を置くものに限る。)に設置された図書館及びこれに類する施設の全部又は一部で、録音物を専ら当該学部又は学科の学生の利用に供するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第5号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。
(聴覚障害者のための自動公衆送信が認められる者)

第2条の2 法第37条の2の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

1. 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設(聴覚障害者用の録画物を製作し、又はこれを聴覚障害者の利用に供するものに限る。)を設置する者(国、地方公共団体又は公益法人に限る。)

2. 前号に掲げる者のほか、聴覚障害者のために情報を提供する事業を行う公益法人のうち、聴覚障害者のための自動公衆送信に係る技術的能力及び経理的基礎その他の事情を勘案して聴覚障害者のための自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができるものとして文化庁長官が指定するもの《追加》平12政5042
文化庁長官は、前項第2号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)

第2条の3 法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

1. 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設

2. 図書館法第2条第1項の図書館

3. 前2号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は公益法人が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第3号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

1 - 11 . 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部抜粋)

第4章 教育機関

第1節 通則

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第31条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該

地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

《中略》

(教育機関の職員の任命)

第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)

第35条 第31条第1項又は第2項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定がある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

1 - 12 . 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13・12・12・法律154号 - -

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2. 図書館についてのアンケート集計結果

この計画を策定するにあたり、利用者の求める図書館像を把握するために、図書館のニーズに関するアンケートを実施しました。概略は以下の通りです。

名称；図書館についてのアンケート

実施期間；平成16(2004)年10月14日(木)～11月7日(日)

実施場所；市内図書館、分館、臼井公民館図書室、北志津児童センター図書室

実施対象；図書館利用者(特に年齢問わず)

調査内容；読みたい資料の有無、読みたい資料のジャンル、図書館に1番求めていること、図書館が今後最も力を入れるべきサービス等

回収したアンケート総数は559枚にのぼり、短い期間ながら利用者の関心の高さがうかがえました。また、寄せられた意見についても、多種多様な要求が潜在していることがあらわになっています。以下に項目別の集計と考察を紹介します。

結 果；

アンケート回答者の構成(Q4.として設問)

選択項目	総計		男性		女性		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10代未満	10	1.8%	2	1.4%	8	3.2%	0	0.0%
10代	55	9.8%	12	8.5%	41	16.4%	2	1.2%
20代	53	9.5%	15	10.6%	35	14.0%	3	1.8%
30代	84	15.0%	19	13.4%	53	21.2%	12	7.2%
40代	100	17.9%	17	12.0%	57	22.8%	26	15.6%
50代	140	25.0%	35	24.6%	38	15.2%	67	40.1%
60代	85	15.2%	30	21.1%	15	6.0%	40	24.0%
70代以上	30	5.4%	12	8.5%	2	0.8%	16	9.6%
無回答	2	0.4%	0	0.0%	1	0.4%	1	0.6%
合計	559	100.0%	142	100.0%	250	100.0%	167	100.0%

Q1. 読みたい本・必要な本は図書館にあるか

大体ある、という回答が6割を超え、ある程度図書館の蔵書構成が支持された、と言えるのではないだろうか。一方、明らかにない、という回答も全体の6%は存在した。そうした声を今後より一層低減させられるよう蔵書構成に気を配っていきたい。

Q1. 選択肢別回答数

		回答数	構成比
(1)	だいたいある	345	61.7%
(2)	どちらともいえない	179	32.0%
(3)	ほとんどない	33	5.9%
	無回答	2	0.4%
	計	559	100.0%

さらに、「読みたい本、必要な本」を自由回答で募ったところ、80%以上の方から様々な要求が示された。個々の表現があまりにも多様だったため、今回はここで1つずつそれを紹介するのは避けるが、記述回答された内容を、日本十進分類法を中心に、別表のように分類した(次ページ参照)。

回答群の中で、最も多かったものが、小説・エッセイ・ノンフィクションなどに代表されるいわゆる“読み物”であった。続いて旅行ガイドや歴史書のジャンルが続き、以下料理や育児、医学などの実用書、ビジネス書などの要望が続いた。

総体的には新刊・ベストセラーなども含む娯楽性の要求が最も高く、次いで実用的な要求や実践学習的的要求が多かったことがうかがえる。

Q1．自由回答分野別集計

	回答数	構成比	分類中、主だった回答
0類	16	3.3%	パソコン関係
1類	18	3.7%	人生訓、宗教
2類	64	13.1%	歴史、旅行
3類	30	6.2%	ビジネス、法律
4類	26	5.3%	医学
5類	43	8.8%	料理、育児
6類	11	2.3%	園芸、貿易
7類	33	6.8%	スポーツ、音楽、美術
8類	5	1.0%	語学
9類	153	31.4%	小説、エッセイ、ノンフィクション
雑誌	16	3.3%	
児童書	18	3.7%	
郷土	6	1.2%	
まんが	2	0.4%	
洋書	1	0.2%	
新刊・ベストセラー	19	3.9%	
その他	26	5.3%	
合計	487	100.0%	

Q2．図書館に1番求めていることは何か

		回答数	構成比
(1)	施設・設備	100	15.9%
(2)	事業(催し物)	15	2.4%
(3)	資料(本・雑誌・ビデオ等)	448	71.3%
(4)	その他	51	8.1%
	無回答	14	2.2%
	計	628	100.0%

最も多かった意見は、資料の充実を求めるものだった。図書では新刊書購入に対する要求が多く、また図書以外にも視聴覚資料の充実についても求められている。

次に多かったのは施設・設備についての意見である。佐倉、臼井の施設に対する不満や、歩いて行けるとところに施設がほしい、といった建物そのものに対する要求の他、学習室、読書室、飲食スペースの設置希望など、館内設備についての意見があった。

その他、図書館に求めるものとして「静かさ」「静寂」というものも複数上がった。

Q 3 . 図書館が今後最も力を入れるサービスは何か

		回答数	構成比
(1)	子ども向けサービス	140	21.1%
(2)	高齢者向けサービス	183	27.5%
(3)	情報化社会に対応したサービス	201	30.2%
(4)	その他	83	12.5%
	無回答	58	8.7%
	計	665	100.0%

ここでは、回答者の年代によって意見が分かれた印象がある。それぞれの利用者が現在最も関心を抱いている事項に回答が分かれたようだ。記述においても、資料の充実に関する意見が全体の50パーセント近くに上った。ここでもやはり新刊書・ベストセラーに対する要求が多かったが、その一方、幅広いジャンルの資料収集や、時代に流されない図書の充実を求める意見もあった。

本の探し方、探しやすさに関する意見では、書架の配列についてや検索システムについてなど、いくつかの側面からのものがあった。

その他、インターネットによる図書の予約、図書館相互の連携による資料の提供、障害者向けサービス等、図書館に対しては幅広いサービスを求められていることが伺える。

Q 5 . 図書館に対する意見、要望(自由回答)について

記述された主な意見を集約したところ、資料に関するものが34.1%、施設・設備についてが22.6%、インターネット等に関するものが7.8%、図書館利用におけるマナーに関しては6.9%、開館時間等については4.1%という割合であった。

資料については上記Q1～3と同様に、図書に対する多様な意見と視聴覚資料の充実を求めるものがあった。

施設・設備に関しては、来館してもそこで読書するスペースがないことへの不満が目立った。その一方、館によっては立派な施設で満足している、という声もあがっている。

インターネット等に関する意見では、自宅にいながらインターネットを通じて図書館のサービスを受けたい、というものが多かった。インターネ

ットの普及により、図書館に求められている利用形態も変わりつつあることが伺える。

図書館利用におけるマナーについては、子どもの声がうるさいという記述が多かった。施設づくりと、全ての世代（子どもも含めて）の快適な図書館利用の面で、大きな課題のひとつであると認識している。また、資料に対する書き込みや破損についての言及もあった。職員に関しては、満足して頂けている声も多かったが、こちらの対応を見直すべき点もあった。

開館時間・休館日に対する意見は、ここでは満足しているというものと不満であるというものがほぼ同数であった。